

多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画案（仮訳）

本書は討議草案であることにご注意ください。本プログラムは今後さらに協議が行われ、修正される可能性がありますので、IDN-ccTLD の登録希望者は本書掲載情報の詳細な提案内容に依存しないようにしてください。

目次

モジュール 1ー概略紹介と背景情報

1.1 背景情報

モジュール 2ー参加資格要件

- 2.1 ISO 3166-1 への掲載
- 2.2 登録要求者としての ccTLD 運用者

モジュール 3ーTLD 文字列の基準と要件

- 3.1 言語およびスクリプトの基準
- 3.2 有意味性の要件
- 3.3 国または地域当たりの文字列の数
- 3.4 文字列の技術的な基準
- 3.5 IDNC WG の技術的推奨案の変更点の説明

モジュール 4ー技術委員会の考慮事項

- 4.1 提案される技術委員会の機能

モジュール 5ーファストトラックでのリクエストおよび評価プロセス

- 5.1 概要
- 5.2 IDN TLD ファストトラックでのリクエストの提出
- 5.3 ICANN スタッフによるサポートおよび連絡の職務
- 5.4 提出されたリクエストの終了プロセス
- 5.5 IDN TLD ファストトラックでのリクエストの処理

付表 1 to モジュール 5

モジュール 6—委任プロセス

- 6.1 IANA 機能
- 6.2 ICANN Review Process
- 6.3 USG ? DOC Review

モジュール 7—その他の事項に関する議論

- 7.1 ICANN と IDN-ccTLD 運用者の関係
- 7.2 分担金
- 7.3 ccNSO 内での IDN-ccTLD 運用者のつながり
- 7.4 既存の TLD および新規の gTLD 申請とのコンテンション問題についての議論
- 7.5 ファストトラックプロセスの評価案

モジュール 1

概略紹介と背景情報

本書は、2008 年 6 月に開催された ICANN パリ会議で ICANN 理事会により要請された IDN-ccTLD ファストトラックプロセスの実装計画案である。

本計画は、IDNC WG が最終報告書の中で提示した推奨案、ならびに IDNC WG のオンラインおよびパブリックコメントの選択で提供されたパブリックコメントに基づいている。

また、公開で議論されたが IDNC WG の推奨案には加えられなかった要素も、本計画に含まれている。ファストトラックプロセスが持続可能な形で実装されるためには、これらの要素についても決定を下す必要がある。

本計画はモジュールごとに提示されており、これらのモジュールは IDN-ccTLD ファストトラックプロセスのために今後さらに詳細が示され、最終決定される。各モジュールは以下のとおりである。

モジュール 2 : ファストトラック資格要件

モジュール 3 : TLD 文字列の基準と要件

モジュール 4 : 技術委員会の考慮事項

モジュール 5 : ファストトラックでのリクエストおよび評価プロセス

モジュール 6 : TLD 委任プロセス

モジュール 7 : その他の事項に関する議論

1.1 背景情報

国際化トップレベルドメイン名 (IDN) の導入は、インターネットが誕生して以来の最も重大なイノベーションとなるであろう。世界中のインターネット利用者にとって母国語やその文字によるドメインの構築や利用を可能にすることで、新たな機会や利益を多数もたらすことになる。

IDNの問題については ICANN コミュニティで長年議論されてきた。当初は IDN を既存の TLD の下での登録として導入できるようにすることに開発の焦点が置かれていたが、過去 1 年間で、トップレベルドメイン名に使用できる文字の種類を広げることに焦点が移ってきた。

過去数年間にわたり、IDN-gTLD の導入は新たな gTLD プログラムの関連課題の一部として議論されてきた。

従来、トップレベルドメイン名は ccTLD と gTLD という 2 つのグループに大別されてきた。

DNS の観点から見れば技術的な違いはないのであるが、この区別は TLD の文字種類が拡大する中で引き続き意味を持つことになる。

IDN-ccTLD の導入に関する協議や議論は、サンパウロで開催された ICANN 理事会（2006 年 12 月）から始まった。この会議において、ccNSO および GAC に対し、必要に応じて関連する技術コミュニティと協議しながら、ISO 3166-1 による 2 文字のコードに関連づけられた IDN-ccTLD の選択に関する問題点の整理を共同で行うよう要請された。

ccNSO と GAC は共同 IDN ワーキンググループを設立し、IDN-ccTLD の導入に関係した問題点のリストを 2007 年 6 月に発表し、ICANN 理事会に提出した。

GAC と ccNSO の共同 IDN ワーキンググループでの協議や議論から、多くの国や地域が IDN-ccTLD の差し迫った必要性を抱えていることが明らかになった。そのため、短期的な要求を満たしながら、ポリシー策定プロセスに情報を提供できるよう、そうした TLD の選択および認可のメカニズムで経験を積むため、IDN-ccTLD の暫定的なアプローチに必要な規定に関する議論が開始された。ICANN 理事会は、GNSO、ccNSO、GAC、ALAC を含む ICANN コミュニティに対し、IDN-ccTLD の暫定的かつ全体的なアプローチを探り、行動方針を理事会に提言するために共同で取り組むよう要請した（ICANN サンファン会議、2007 年 6 月）。

ccNSO 評議会の提言、ならびに GAC、GNSO、ALAC を含む ICANN コミュニティからの幅広い支持を受けて、ICANN 理事会は、ALAC、ccNSO、GAC、および GNSO の各委員長に対し、IDN ワーキンググループ（IDNC WG）を設立して可及的速やかにそのメンバーを指名するよう要請し、そうして設立された IDNC WG に対して設立綱領に従って作業を開始するよう要請した。

IDNC WG は、全体的なポリシーが策定されるまでの間の短期的な需要に応えるために、ISO 3166-1 による 2 文字のコードに関連づけられた限定数の確定した IDN-ccTLD を導入するメカニズムを提言するという任務を命じられた。

IDNC WG は、ICANN パリ会議（2008 年 6 月）で、提案する手続に関する GAC および ccNSO の声明を含んだ最終報告書を理事会に提出した。

決議（2008 年 6 月 26 日第 4 号）：理事会は、IDNC WG メンバーが設立綱領に基づく任務を適時に完了したことに感謝する。

決議（2008 年 6 月 26 日第 5 号）：理事会は、スタッフに対し、（1）IDNC WG 最終報告書を公表しパブリックコメントを求め、（2）関連する利害関係者と協議の上で実装問題への取り組みを開始し、（3）未解決の問題のリストを含む詳細な実装報告を 2008 年 11 月の ICANN カイロ会議に先立って理事会に提出することを命じる。

これを受け、ICANN 事務局は IDNC WG 最終報告書を公表してパブリックコメントを求めると共に、命じられた実装作業を開始した。パブリックコメント期間の後、寄せられたコメントの概要および寄せられたコメントに関するスタッフの考察を示した文書を公表した。実装プロセスの一環として、ICANN は関連する公的機関や ccTLD 管理者への書状を送付し、ファストトラックプロセスへの参加に対する関心についての情報を求めた。

本実装計画案に示すとおり、ファストトラックプロセスは実装可能である。しかし、未解決の問題が残されており、実装計画案を完了させるためにはコミュニティからのさらなる意見を求め、こうした問題を解決する必要がある（モジュール 7 で詳述する）。ICANN スタッフは、2008 年 11 月 1～7 日にエジプトのカイロで開催される ICANN 会議ならびにそれ以降も、実装計画案の現状に関するコミュニティのさらなる意見や議論を得られることを期待している。

IDN-ccTLD ファストトラックプロセスおよびその実装に関係した活動の全体的な要旨は下記にて閲覧可能である。

<http://www.icann.org/en/topics/idn/fast-track/>

モジュール 2

参加資格要件

IDN-ccTLD ファストトラックプロセスへの参加は、本モジュールで議論するとおり、IDNC WG の推奨案により制限されている。この制限はモジュール 1 で述べたコミュニティの協議を通じて決定されたものであり、こうした制限を設ける主な理由は、このプロセスは実験的な性質なものであり、現在進められている IDN ccNSO PDP の成果を先取りするべきものではないためである（IDNC WG 最終報告書のガイドライン原則 B および F による）。付加的な制限をモジュール 3 に示す。

2.1 ISO 3166-1 への掲載

IDN-ccTLD ファストトラックプロセスへの参加資格を得るためには、国際規格 ISO 3166-1 「国およびその下位区分の名称の表示基準—第 1 部：国別コード」に掲載されている国または地域でなければならない。本要件の例外として、欧州連合は上記リストには掲載されていないが「.EU」が ccTLD として登録されているため有資格である。

ISO 3166-1 のリストに掲載されている国または地域は IDN-ccTLD ファストトラックプロセスに参加する資格があり、よってモジュール 3 に定める付加的な要件を満たす IDN-ccTLD 文字列をリクエストする資格がある。

2.2 登録要求者としての ccTLD 運用者

IDN-ccTLD リクエストの運用者が既存のもしくは新規に提案される ccTLD 運用者として特定された場合、当該運用者は IDN-ccTLD の登録要求者として行動することができる。その場合、ISO 3166-1 への掲載に相当する国または地域からの支持および承認の証拠を提出しなければならない。

モジュール 3

TLD 文字列の基準と要件

このプロセスは導入的な性質であるため、また、現行の IDN ccNSO PDP の結果が先取りされることのないよう保護するため、TLD 文字列に関する制限が設定されている。本モジュールに示す制限事項は、TLD 文字列そのものについて設定されている基準や要件に焦点を絞っており、参加者への手引きとしてここで定義されている。

3.1 言語およびスクリプトの基準

選択された TLD 文字列の言語およびスクリプトに関する条件は以下のとおりである。

言語は対応する国または地域の公用語でなければならず、その国または地域において法的に規定されているか、もしくは行政で使用されているかのいずれかでなければならない。

言語の要件が満たされているかどうかは、次のように検証される。

1. その言語が、地理学的名称に関する国連専門家グループの作成する「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」（UNEGN マニュアル）（<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/default.htm>）の第 3 部において当該の国または地域の ISO 639 言語として列挙されているか、または
2. その言語が、ISO 3166-1 規格のコラム 9 または 10 において当該の国または地域の行政言語として列挙されているか、または
3. 当該の国または地域の関連する公的機関が、その言語が下記に該当することを確認しているか。
 - a. 関連する公的機関の公式の連絡に使用されており、
 - b. 行政が使用する言語であること
4. 文字列のリクエストは、ラテン語以外のスクリプト、すなわち基本形または結合記号付きの文字（a, ..., z）以外でなければならない。ラテン文字に基づいた言語は、ファストトラックプロセスの資格がない（IDNC WG 最終報告書のガイドライン原則 D によ

る)。

3.2 有意味性の要件

IDN-ccTLD に選択された文字列は、対応する国または地域の正式名称を示す意味のある表示でなければならない。意味のある文字列とみなされるのは、その国または地域の公式言語であって、下記のいずれかに該当するものである。

- ・ その国または地域の名称
- ・ 選択された言語でその国または地域を表した、その国または地域の名称の一部
- ・ 認識が可能で、選択された言語でその国または地域を表した、その国または地域の名称の短縮形式

有意性の要件が満たされているかどうかは、次のように検証される。

1. リクエストされた文字列が UNGEGN マニュアルに列挙されている場合、その文字列は有意性の要件を満たしている。
2. リクエストさせた文字列が UNGEGN マニュアルに列挙されていない場合、有意性は次のように実証されなければならない（例）。

リクエストされた文字列が基準を満たしていることを示した、国際的に認められている言語専門家もしくは言語組織による文書の提出および発表。

3.3 国または地域当たりの文字列の数

1つの国または地域が申請できる文字列の数は、意図的に一定数に限定されていない（IDNC WG 最終報告書のガイドライン原則 G による）。ただし、次のような制限が設けられている。

- ・ 1つの国または地域につき、1つの公式言語または1つのスクリプトにつき、1つの文字列、

3.4 文字列の技術的な基準

IDN-ccTLD 文字列の技術的な基準は、IDN-gTLD 文字列についての技術的な条件に等しい。下記のリストはすべての要件または制限事項を網羅したものではないため、本セクションのすべての要件が満たされているとしても、予測されるトップレベルドメイン名が受諾されることは保証されない。

国際化ラベルに使用される IDNA プロトコルは、現在、インターネット標準化プロセスを通じて改訂中である。したがって、プロトコル改訂の完了までには、追加の要件が指定されることや、本書に示した要件が変更もしくは削除されることもありうる。IDN TLD の委任前に IDNA プロトコル改訂が完了していることが望ましいが、これが実行可能でない場合、当初の委任に対しては技術要件が厳しくなりうる。プロトコル改訂の現在の状況は <http://tools.ietf.org/wg/idnabis/> に掲載されており、追加のアップデートは <http://www.icann.org/en/topics/idn/rfcs.htm> に掲載される。

3.4.1 一般的な技術要件

A-ラベル形式の IDN-ccTLD で有効でなければならない一般的な技術要件は、次のとおりである。

A-ラベル（回線で伝送されるラベル）は、「ドメイン名：実装と仕様」（RFC 1035）および「DNS 仕様の説明」（RFC 2181）の技術規格の指定に従って有効でなければならない。これには、次のことが含まれる。

- ・ ラベルは 63 文字以下でなければならない。
- ・ 大文字と小文字は同じ文字として扱われる。

A-ラベルは、技術規格「DOD インターネットホストテーブル仕様」（RFC 952）および「インターネットホストの要件—アプリケーションとサポート」（RFC 1123）の指定に従った有効なホスト名でなければならない。これには、次のことが含まれる。

- ・ ラベルは文字、数字、ハイフンのみで構成されなければならない。
- ・ ラベルの先頭と末尾にハイフンを使用してはならない。

3.4.2 IDN 固有の技術要件

以下では、IDN 要件に特に重点を置いて文字列の技術要件を詳細に示す。こうした国際化トップレベル文字列の登録要求者は、IETF IDNA 規格、Unicode 規格、ならびに国際化ドメイン名に関連する用語に精通していることが期待される。

文字列は、技術規格 <http://www.icann.org/en/topics/idn/rfcs.htm> の指定に従った有効な国際ドメイン名でなければならない。これには、次のことが含まれる。

- ・ Unicode コードポイントおよび IDNA（インターネットドラフト「draft-faltstrom-idnabis-tables」）で「有効」と定義されており、必要な場合は明白な文脈ルールを伴った Unicode ポイントのみを含有していなければならない。
- ・ Unicode 規格附属書 15「Unicode 正規化形式」で記述されている正規化形式 C に完全に準拠していなければならない。<http://unicode.org/faq/normalization.html> の例も参照。
- ・ 文字列は同じ方向特性を持つ文字のみで構成されなければならない。
- ・ 文字列の先頭と末尾に数字を使用してはならない（どのスクリプトでも）。

文字列は、ICANN 国際化ドメイン名実装ガイドラインの関連基準を満たしていなければならない。これには、次のことが含まれる。

- ・ 1つの文字列のすべてのコードポイントが、Unicode 規格附属書 24「Unicode スクリプト特性」により決定される同じスクリプトから取られたものでなければならない。
- ・ 複数のスクリプトの混合使用を必要とする確立された正書法や規約のある言語については、例外が認められる。ただし、こうした例外にかかわらず、視覚的に紛らわしい異なるスクリプトの文字が単一の許容可能なコードポイントに共存することは、対応するポリシーおよび文字表で明確に定義されていない限り、認められない。

3.5 IDNC WG の技術的推奨案の変更点の説明

上記の技術要件は、いくつかの点で IDNC WG 最終報告書における推奨案と若干異なってい

る。プロトコル改訂作業が現在も続いているために表現が変更された箇所もある。したがって、技術要件が最終的なものとみなされるまでにはさらに修正が加えられると予想される。技術要件がプロトコル改訂作業に合致したものとなるよう、ICANN スタッフはファストトラックプロセス実装の進捗に合わせて技術コミュニティとの密な連絡を続けていく。

当初の IDNC WG 要件	修正後の表現
1. スクリプトの混合が存在しないこと	<p>1 つの文字列のすべてのコードポイントが、Unicode 規格附属書 24「Unicode スクリプト特性」により決定される同じスクリプトから取られたものでなければならない。</p> <p>複数のスクリプトの混合使用を必要とする確立された正書法や規約のある言語については、例外が認められる。</p> <p>ただし、こうした例外にかかわらず、視覚的に紛らわしい異なるスクリプトの文字が単一の許容可能なコードポイントに共存することは、対応するポリシーおよび文字表で明確に定義されていない限り、認められない。</p>
<p>根拠：言語（たとえば日本語など）は混合したスクリプトを使用して表現されることから、不必要なスクリプト混合を防止するための適切な措置が講じられる限りにおいて、トップレベル文字列におけるスクリプトの混合を完全に禁じるのは不適切とみなされた。これは IDN ガイドラインに沿っている。</p>	
当初の IDNC WG 要件	修正後の表現
2. 非 ASCII で 2 文字よりも少ない名前は使用されないこと	技術要件には含まれず。
<p>根拠：文字列が最低 2 文字で構成されるかどうかの判断は、技術委員会が検証すべき要件とはみなされない。その代わりに、この要件に反する事実誤認をできるだけ早急に発見できるよう、ICANN が IDN-ccTLD 文字列のリクエストを受領したときにこの点が直ちに検証され、登録要求者が希望する場合は直ちに訂正される。スタッフが必要に応じて言語に関する専門知識を求めることもできるが、これは標準ではなく例外になると予想される。</p>	
当初の IDNC WG 要件	修正後の表現
3. 選択された文字列が言語／スクリプト表と組み合わせられ、たとえば E メールアドレスや URL などに使用されたときに、レンダリングやそ	技術要件には含まれず。

<p>他のオペレーション上の問題をもたらさないことが実証されること</p>	
<p>根拠：この要件はリクエストテンプレートに移され、登録要求者は (i) 一部のアプリケーションでは IDN がレンダリング問題を引き起こす可能性があることを受諾し、(ii) TLD 文字列およびそれに関連する登録ポリシーの構築に際してそうしたレンダリング問題を回避するために十分な注意が考慮に入れられていることを実証することが要求される。</p> <p>登録要求者は、IDNA プロトコル、特に提案されている新バージョンの IDNA プロトコルを理解することにより、あるいは何らかのレンダリング問題の実証や経験ができる IDN wiki への積極的な参加により、この種の問題にさらに精通することができる。</p> <p>レンダリング問題の一例としては、潜在的な TLD レジストリ運用者が、文字「x」（提案している TLD の先頭の文字）が文字「y」（セカンドレベルドメインの末尾になりうる文字）と共に使用されたときにレンダリング問題が生じることが試験済みであると実証することが挙げられる。このため、この TLD についての登録ポリシーにより末尾が「y」のすべてのセカンドレベルドメインが禁じられる。</p>	
<p>当初の IDNC WG 要件</p>	<p>修正後の表現</p>
<p>4. 提案されたコードが ISO 3166/MA (ISO 3166-1:2006 のセクション 5.2) により使用されるアルファ 2 コードのどの要素としても解釈できないことが検証されること</p>	<p>未定</p>
<p>根拠：この技術要件は推奨案のままとするが、技術委員会がこうした紛らわしさのチェックを gTLD プロセスにおけるプロセスと整合させられるようにし、さらには ISO 3166 文字列との紛らわしさに関する疑いがある場合に言語に関する専門知識を求められるようにするために支援を提供することが提案される。(モジュール 7 における議論も参照のこと)</p>	

モジュール 4

技術委員会の考慮事項

技術委員会の役割は、ICANN 理事会に対し、IDN-ccTLD 登録要求者から提出された文書に基づいて、選択された文字列が技術的な基準を満たしているという外部からの独立した助言を提供することである。選択された文字列が 1 つもしくはそれ以上の基準を満たしていないと技術委員会が判断した場合、当該文字列を選択した IDN-ccTLD のリクエストはファストトラックにおける資格がない。ただし、技術委員会は、必要であるとみなした場合はリクエストされた文字列に関する決定を下す前に登録要求者にさらなる説明を求めることができる。

IDNC WG 最終報告書の推奨案に従い、技術的な適正評価手続き（デューデリジェンス）を実施して ICANN 理事会に報告する外部の独立した「技術委員会」が指名されるべきである。

従来、ICANN は、既存の gTLD レジストリへの DNS セキュリティ拡張（DNSSEC）の導入、迅速なゾーンアップデート、DNS ワイルドカードエントリ、部分的なバルク転送、過去に予約したセカンドレベルドメイン名のリリース、登録猶予期間の制限、乱用に関するポリシーなど、提案されたレジストリサービスの評価にレジストリサービス評価プロセスを使用してきた。こうした評価は高レベルの技術的専門家により行われる。

ICANN は、技術委員会の職務を履行するために適切かつ妥当な技術的専門家を引きつけることも同様に実行可能であると考えている。

4.1 提案される技術委員会の機能

IDNC WG 最終報告書の中核部分には、TLD 文字列そのものの安定性とセキュリティに関係した技術的経験が含まれる。こうした技術要件についてはモジュール 2 で概説されている。ファストトラックプロセスにおいてはすべてのリクエストがスタッフによるファストトラック許容性チェックを受けるが、リクエストされたすべての文字列が技術委員会による審査を受け、リクエストされた IDN-ccTLD 文字列のファストトラックプロセスを引き続き進めていくためにはこの審査に合格しなければならない。

ICANN スタッフにより提出された文字列リストについて技術委員会全体で初期選別を実施することが提案される。

文字列についてのさらなる審査が必要であることが委員会により特定された場合、DNS 安定

性審査を実施する 3 名から成るパネルが設置される。

このパネルは、文字列を審査し、その文字列がインターネットにとって有害であるかどうかを決定する。

パネルによる審査は 30 日以内に実施される（可能な場合）。

申請された文字列が関連規格に準拠していない、あるいはインターネットサーバーもしくはエンドシステムへの応答のスループット、応答時間、一致性、あるいは一貫性に悪影響をもたらす条件を生み出すと判断された場合、この決定は ICANN、次いで登録要求者に通知される。文字列についてそうした判断が下された IDN-ccTLD リクエストは、先に進めることができない。

ただし、技術パネルは必要とみなした場合に登録要求者に説明を求めることができる。

モジュール 5

ファストトラックでのリクエストおよび評価プロセス

本モジュールでは、ファストトラックプロセスで IDN-ccTLD のリクエストを行うプロセスについて概説し、必要とされる関係書類など必要資料の記入および提出の方法に関する説明も示す。

本モジュールでは、プロセスに関する援助を求める方法や、提出されたリクエストが取消もしくは終了されうる状況についても議論する。関連語の用語集はオンラインで閲覧可能である (<http://www.icann.org/en/topics/idn/idn-glossary.htm>)。

5.1 概要

IDN-ccTLD ファストトラックプロセスの全体的な概要を図 5.1 に示す。色分けされた 3 つの段階は、IDNC WG により提言された 3 段階の方法を示している。すなわち、準備段階、リクエスト・評価段階、委任プロセス段階である。

5.1.1 準備段階

準備段階では、登録要求者はファストトラックプロセスに参入するための準備作業に着手する。第一の準備作業は、次のものを特定することである。

- ・ IDN-ccTLD 文字列の言語とスクリプト
- ・ IDN-ccTLD の文字列、したがって国または地域の名前の選択
- ・ 関連する IDN テーブル、ならびに言語上の理由から必要に応じて潜在的なバリエーションの構築

さらに、この準備段階中に、登録要求者は要求される承認書類を作成する。承認書類は次のものを含んでいる必要がある。

1. 選択された文字列がその国または地域の名前を示す意味のある表示であるという国または地域からの支持
2. 選択されたレジストリ運用者についての国または地域からの支持

3. IDN テーブルについての関連スクリプトコミュニティからの支持

国または地域における参加者の関与は、選出された被委任者が標準的な ccTLD 委任リクエストについて要求するものと同様の方法で文書化することが推奨される。詳細は、<http://www.iana.org/domains/root/delegation-guide/>を参照のこと。

登録要求者による準備活動を支援するため、ICANN では、IDN 登録ポリシーに関係した要素の作成における手引きや支援を必要とする登録要求者に対する支援機能を開始する。

5.1.2. リクエスト・評価段階

リクエスト・評価段階では、登録要求者が IDN-ccTLD のリクエストを ICANN に提出する。提出されたリクエストは、次のものを含む明確な評価を受ける。

- リクエスト許容性プロセス審査
- 文字列確認プロセス
- 文字列の公開と委任準備状況検証プロセス

リクエスト・評価段階の各ステップの詳細は、本モジュールで後述する。

5.1.3 委任プロセス段階

リクエスト・評価段階を無事通過したリクエストは委任プロセス段階に入る。この段階では、標準的な IANA 委任プロセスが適用された後、委任リクエストが ICANN 理事会に提出され、承認を求められる。

委任プロセス段階については、モジュール 6 で詳しく説明する。

リクエストが ICANN 理事会の承認を受けると、文字列が DNS ルートで委任された後、IDN-ccTLD 運用者が運用に着手し、委任された IDN-ccTLD での登録の受付を開始することができる。

5.2 IDN TLD ファストトラックでのリクエストの提出

ICANN への IDN-ccTLD のリクエストの提出は、[ファストトラック開始日] より可能となる。リクエストを行うために必要な情報のテンプレートは、ここ [テンプレートへのリンク] からダウンロードできる。

ICANN へのリクエストの提出は、署名を付したハードコピー形式で下記宛先に送付されなければならない。

ICANN

4676 Admiralty Way Ste 330

Marina del Rey, CA 90292

USA

宛名 : Request for an IDN-ccTLD Fast Track

IDN-ccTLD ファストトラックのリクエストは、開始日から IDN ccNSO PDP の最終決定までの随時、提出が可能である (IDNC WG 最終報告書のガイドライン原則 A による)。ファストトラックでのリクエスト提出の最終期日は、明らかになり次第発表される。

IDN-ccTLD のリクエストは、現在予想されているリクエスト件数から考えて、手作業で処理されることになると予想される。予想件数は、IDNC WG 推奨案に従って関連するすべての期間および ccTLD 運用に送付された情報提供依頼書 (RFI) に対して ICANN が受領した返答に基づいている。RFI は、ファストトラックプロセスへの参加に対する個々の国や地域の関心を把握することを目的としたものである。本書執筆段階で、ファストトラックプロセスへの参加に関心があるという返答が 29 件、ファストトラックプロセスへの参加に関心がないという返答が 23 件である。ccTLD 運用者と政府が重複している場合もある。

RFI に対する返答の詳細な分析は、オンラインで提供される予定である (<http://www.icann.org/en/topics/idn/fast-track/>)。

5.3 ICANN スタッフによるサポートおよび連絡の職務

ファストトラックに参加する国や地域をサポートするため、下記のような連絡窓口およびサポートプロセスが利用可能となる。

5.3.1 一般的な連絡窓口の詳細

ファストトラックプロセスの全段階で登録要求者を支援するため、ICANN 地域連絡係およびファストトラック処理スタッフが対応する。

すべての地域が適切にカバーされることを確実にするため、また、どの時間帯でも問い合わせに迅速に対応できるようにするため、ファストトラック参加者には地域ごとの連絡窓口の詳細が提供される。

ファストトラックプロセスに関する最も一般的な質問への回答は、ファストトラックのウェブサイト (<http://www.icann.org/en/topics/idn/fast-track/>) の FAQ に示される予定である。

5.3.2 具体的な IDN サポートの詳細

登録要求者による準備活動を支援するため、ICANN では、IDN 登録ポリシーに関係した要素の作成における手引きや支援を必要とする登録要求者に対する支援機能を開始する。

IDN サポートプロセスには次のような要素が含まれる。

1. 下記要件の詳細を理解するためのサポートなど、IDN ガイドラインのレビューと実施

- 1.1. IDNA プロトコル要件の実装
- 1.2. スクリプト／言語およびそのセットの定義
- 1.3. IDN テーブルの構築（バリエーションの特定を含む）
- 1.4. IANA リポジトリでの IDN テーブルの掲示
- 1.5. すべての情報のオンライン化
- 1.6. 協議の必要な利害関係者の特定

2. 下記のような実装上の問題に関する意思決定における様々な選択肢のサポートと記述

- 2.1. サポートする文字の決定方法（プロトコルの妥当性、ユーザー調査、バリエーション）

- 2.2. 一般的な登録ポリシーの構築（先着順、既得権維持またはその他の登録前の権利もしくは知的財産権）
- 2.3. バリエーション登録ポリシーの構築（バルク登録かブロック登録かなど）
- 2.4. 登録機関との連絡、サポートのニーズ、実装計画案全般などに関係して必要なツールおよびサポート機能
- 2.5. WHOIS 機能、IDNA 変換など、より技術的な必要ツールの開発に対するサポート

IDN テーブルおよび関連する登録ポリシーの構築について、登録要求者は、その促進を計画している言語の基礎として、同じスクリプトを使用している他の言語コミュニティと協力することがさらに推奨される。

上記の事項について ICANN がサポートおよび一般的な援助を提供することを念頭に置いておくことが重要である。ICANN は、国または地域についても潜在的もしくは既存のレジストリ運用者についても法律上あるいは事業上の決定を下すことはない。

5.4 提出されたリクエストの終了基準

ファストトラックプロセスのいくつかのステップで、登録要求者がリクエストを取り消すことが可能である。リクエストに何らかの過誤が含まれていたとの判断により、ICANN によってリクエストが終了される可能性もある。

終了をもたらす過誤としては、次のようなものが挙げられる。

1. リクエストされたドメイン名がすでに DNS で委任されているドメイン名である。
2. 登録要求者が ISO 3166-1 リストに掲載されていない。
3. リクエストされたドメイン名がラテン語スクリプトの文字で構成されている。
4. 表示されている言語が、対応する国または地域に関する言語基準を満たしていないことが確認された。

そうした過誤が発見された場合、登録要求者にその結果が通知され、終了プロセスが開始される。終了プロセスの詳細は今後策定される予定である。

提出されたリクエストに発見されたその他の問題点により、リクエストされたドメイン名を委任すべきかどうかの決定が遅延する場合もある。そうした遅延をもたらす要因としては、(i) リクエストされたドメイン名がすでにファストトラックプロセスで申請されている、(ii) リクエストされたドメイン名がすでに gTLD プロセスで申請されている、(iii) 対応する国または地域からの支持がリクエストに含まれていない、(iv) リクエストされたドメイン名が UNEGEGN マニュアルに掲載されておらず、当該ドメイン名が対応する国または地域の名前を示す意味のある表示であることが別な方法によっても実証されていないなどが考えられる。そうしたどの場合も、リクエストに関する決定が下される前に、登録要求者に説明が求められる。

5.5 IDN TLD ファストトラックでのリクエストの処理

ICANN に提出された IDN-ccTLD リクエストは、ICANN スタッフおよび必要に応じて外部の指定専門家による一連の評価レビューを受ける。その全体的なプロセスを図 5.1 に示す。詳細なプロセスは、以下の各サブセクションおよび図で概説する。

5.5.1 リクエスト許容性プロセス

ICANN が IDN-ccTLD リクエストを受領した後に最初に行われるのが、リクエスト許容性プロセスで行われるチェックである。

このステップでは、ICANN スタッフが、ファストトラックのリクエストテンプレートで要求されているすべての要素がリクエストに含まれているかどうかを検証し、リクエストに明白な管理上の過誤がないことを確かめる。

このチェックは、不完全なリクエストをできるだけ迅速に特定するために確立されたものである。過誤が発見された場合、ICANN スタッフがそうした情報を登録要求者に提供し、登録要求者は、補足情報を提供するか、もしくはリクエストを取り消して用意が調ってからやり直すことができる。過誤が発見されなかった場合、ICANN スタッフは、リクエスト許容性プロセスが完全であるとみなされ合格したことを登録要求者に通知する。

5.5.2 文字列確認プロセス

次のステップは文字列確認プロセスである。このプロセスは図 5.3（モジュール 5 の付表 1 を参照）で概説されており、次のように説明される。

文字列確認プロセスは、言語上の要件の自己証明プロセスが完了していることの確認から始められる。問題が発見された場合は登録要求者の意見が聞かれ、説明を求められる。ICANN スタッフは、言語的サポートについて登録要求者へのサポート機能の提供に取り組むことになる。これについての詳細は、まだ入手不能である。

言語上の検証が完了すると、文字列および関連資料が技術委員会（技術委員会に関する詳細はモジュール 4 を参照のこと）に提出され、文字列の技術的チェックが開始される。これは詳細な技術的チェックであり、モジュール 3 で示したすべての技術要件が適用され、そうした要件が遵守されているか検証される。このレビューで技術的問題が発見された場合、技術委員会が登録要求者に説明を求めるか、あるいは終了プロセスが開始される。上記セクション 5.4 を参照のこと。

技術委員会により技術的問題が発見されなかった場合、文字列確認プロセスが無事完了し、リクエストされた文字列が公開されることが、登録要求者に通知される。

5.5.3 リクエストされた文字列の公開

文字列確認プロセスの結果が満足のいくものであった場合、リクエストされた IDN-ccTLD 文字列が公開される。

ファストトラックプロセスでこのステップに到達した文字列を示すための専用のエリアが ICANN ウェブサイト内に設けられる。このエリアの変更を示す RSS 機能が提供される予定である。

5.5.4 委任準備状況検証プロセス

このポイントに達したリクエストは、IDNC WG 推奨案に従ったステージ 2 のプロセスのすべての要件を無事に完了している。委任準備状況検証レポートが ICANN スタッフにより作成され、IANA スタッフに提出される。登録要求者には、正式な IANA 委任プロセスが開始可能であり、どのような措置を講じる必要があるかが通知される。IANA 委任プロセスの詳細はモジュール 6 に示す。

モジュール 5 の付表 1

付表 1: 図 5.1: ファストトラックプロセスの概要; ステージ 1: 準備; ステージ 2: リクエストと評価; ステージ 3: 委任

図 5.2: 文字列確認プロセス

(p. 22)

1/

IDN ファストトラック実装プロセス

2/

ステージ 1

3/

準備

4/

バリエーションテーブルを作成

5/

スクリプトコミュニティによる承認を文書化

6/

スクリプトおよび言語を特定

7/

文字列を選択

8/

地域による承認を文書化

9/

入力

10/

TLD 管理者を選択

11/

地域による承認を文書化 (IANA 手順に従う)

12/

ステージ 2

13/

リクエストと評価

14/

委任または管理によるリクエスト

15/

リクエスト許容性プロセス

16/

リクエストは許容可能か？

17/

いいえ

18/

はい

19/

文字列確認プロセス

20/

文字列が確認されたか？

21/

文字列を公開

22/

委任準備状況検証プロセス 1.3

23/

ステージ 3

24/

委任プロセス

25/

IANA 委任機能

26/

IANA 機能は OK か？

27/

追加情報請求

28/

理事会による検討

29/

委任プロセス

30/

図 5.1 : ファストトラックプロセスの概要； ステージ 1 : 準備； ステージ 2 : リクエストと評価； ステージ 3 : 委任

(p. 23)

1/

IDN-ccTLD ファストトラックプロセス実装計画案

2/

IDN ファストトラック実装プロセス

3/

ステージ 2B : リクエストと評価—文字列確認プロセス

4/

—開始—

文字列確認プロセス

5/

言語的なプロセスチェック

6/

技術委員会による文字列評価プロセス

7/

登録要求者に説明要求

8/

はい

9/

技術的問題？

10/

リクエスト終了プロセス

11/

いいえ

12/

文字列許容性レポート

13/

登録要求者への確認

14/

—終了—

文字列確認プロセス

15/

図 5.2 : ステージ 2B : 文字列確認プロセス—技術的な基準が検証され、言語的プロセス要件がチェックされる

モジュール 6 委任プロセス

ICANN では、現在、IANA 機能 (IANA) の管理の一貫としてトップレベルドメインを委任するプロセスを維持している。既存の国コードトップレベルドメインについての委任手続きの手引きは、<http://www.iana.org/domains/root/delegation-guide/>に記述されている。このプロセスは依然として IDN-ccTLD に広く適用可能である。このオンライン文書は、IDN-ccTLD についての運用実務の更新を反映してアップデートされる。

6.1 IANA 機能

ICANN は、米国商務省との契約に基づいて IANA 機能を管理している。IDN 国コードトップレベルドメインの委任のための IANA 審査プロセスは、引き続き、ISO 3166-1 規格に直接由来する既存の国コードトップレベルドメインに適用されるプロセスと一貫したものとなる。このプロセスはモジュール 5 の要件を含める場合にのみ拡大される。

ICANN スタッフは国コードトップレベルドメインの委任のリクエストを受領することとなるが、そうしたリクエストは委任リクエストの内容を説明した正式なテンプレートと一連の関係書類で構成される。この関係書類では、RFC1591、ICP-1 および GAC の原則がどのようにサポートされるかが記述されていなければならない。その一部を以下に示す。

6.1.1 運用上および技術的な技能

- 1.1 管理者候補が、TLD の適切な運用のために要求される技能を備えている。
- 1.2 ネームサーバーへの確実なフルタイムの IP 接続性と運用者への E メールによる接続性がなければならない。
- 1.3 管理者は、技術的能力をもってドメインの割当およびネームサーバーの運用における自己の職務を履行しなければならない。

6.1.2 国における運用者

- 1.4 管理者候補は、TLD によって表される国または地域の中からドメイン名を監督し、運用する。

1.5 予想される行政上の連絡窓口が、TLD によって表される国に所在しなければならない。

6.1.3 公正な扱い

1.6 管理者候補は、TLD に含まれドメイン名をリクエストしうるすべてのグループに対して公正かつ公平でなければならない。

6.1.4 コミュニティ／政府による支持

1.7 管理者候補は、政府の希望を非常に重大に受け止め、TLD の適切な運用のために必要な権限を備えている。

1.8 ドメインに重大な利害関係のある当事者も、管理候補が委任を受けるのに適切な当事者であることに同意すべきである。

RFC 1591 で定義されている基準の下で登録要求者が適切であることを示した資料に加え、モジュール 5 に示した評価に関係した具体的な補足資料も提出されなければならない。この点は、IDN 固有の要因を記述した委任準備状況レポートにより満たされる。

ICANN スタッフは、RFC 1591 で定義されている IANA 審査プロセスに従って提出された文書に関するデューデリジェンスを実施する。リクエストがすべての領域を十分にカバーしていないと思われる場合は、登録要求者と相談し、登録要求者は補足情報を提供することができる。ICANN スタッフは、IANA デューデリジェンス評価が完了しているとみなした場合、リクエストとその評価をまとめたものが ICANN 理事会による審査を受ける。

6.2 ICANN 審査プロセス

国コードトップレベルドメインの委任および再委任はすべて、これを進めるためには ICANN による承認が必要である。この役割は IDN-ccTLD の導入と引き続き合致したのになると予想される。

IANA 機能評価の最後に、委任リクエストの評価が ICANN により行われる。

ICANN は、リクエストが準拠ポリシーならびに「インターネットの一意識別子システムの安定的かつ安全な運用を確保する」という ICANN 付属定款に定める ICANN の中心的な価値観

に合致しているかどうかを評価する。

6.3 USG-DOC 審査

承認後、ICANN は通常の IANA 機能ルートゾーン変更管理プロセスを実施する。

この変更では、登録要求者から供給されたデータの技術的構成の再試験が行われ、ネームサーバーが正しく機能していることが確保される。条件が満たされると、当該リクエストは米国商務省に送付され、認可が求められる。この認可の後、DNS ルートゾーンで実装される。

モジュール 7

その他の事項に関する議論

本モジュール 7 では、実装計画案に関連する部分であるが IDNC 最終報告書では（十分には）取り上げられていない問題やトピックについて記述する。また、ICANN が 2008 年 11 月の ICANN カイロ会議までに作成するようスタッフに命じた未解決問題リストも示す。

本モジュールで取り上げるトピックのほとんどは、次のような最重要要件と直接関係している。

- ・ DNS のセキュリティと安定性を確保すること。
- ・ IDNA プロトコルおよび IDN ガイドラインへの準拠を確保すること。

計画プロセスを前進させ、未解決の問題やトピックに取り組むため、ICANN スタッフは特にカイロ会議でコミュニティに意見を求める。

次のようなトピックである。

1. IDNA プロトコルおよび IDN ガイドラインを含む IDN 技術規格への継続的な遵守の確保
2. 分担金の確立の可能性
3. IDN-ccTLD 運用者と ICANN コミュニティの関連
4. コンセンサスポリシーの遵守
5. 既存の TLD および gTLD プロセスでの申請中の TLD とのコンテンション問題の防止

本モジュールでは、インターネットコミュニティにとっての最善の利益となることを確保するため、コミュニティによる議論を受けるべくファストトラックの推奨案を示す。

ICANN スタッフは、エジプトのカイロで開催される ICANN 会議（2008 年 11 月）において本モジュールで議論するトピックについての積極的な会話が行われることを期待している。

7.1 ICANN と IDN-ccTLD 運用者の関係

IDNC WG 最終報告書では、IDN-ccTLD の委任後の ICANN と IDN-ccTLD 運用者との関係というトピックに関しては述べられていない。しかし、そうした関係がどのような性質のものになるかは、最終報告書に関するコメントで広く考慮されている問題であり、最終報告書に関して懸念が示されている。

ファストトラックプロセス実装の一環として、ICANN スタッフは、IDN-ccTLD 導入後の IDN-ccTLD 運用者との安定した関係を達成するため、現行のプログラムについて ccTLD 運用者と共同で評価した。現在、ICANN は自主的な説明責任の枠組み（アカウントビリティフレームワーク）の継続的プログラムを設けている。

IDN-ccTLD の導入のためには、ドメイン名システムのセキュリティ、安定性、弾性を確保するためにいくつかの付加的な技術的側面を考慮に入れることが要求される。特に、IDN-ccTLD 運用者が IDN プロトコルおよび IDN ガイドラインを継続的に遵守するよう確保することが必要となる。

したがって、ICANN と IDN-ccTLD 運用者の関係の構築も実装計画案策定の一部とみなされる。計画策定プロセスの現段階で、ICANN スタッフは、ICANN と IDN-ccTLD 運用者の双方の責任の概要を示し、IDNA プロトコルへの長期的な準拠性ならびに策定される関連規格、ガイドライン、その他の規格への準拠性を確保するメカニズムを形成するために、コミュニティに付加的な意見や手引きを求めている。

7.2 分担金

IDNC WG 最終報告書には、IDN-ccTLD の実装に関係した分担金の可能性に関する推奨案は含まれていない。コミュニティではこのトピックについての議論がすでに行われており、分担金の確立を提案する様々な観点が示されている。

ICANN スタッフは、コミュニティとのこうした対話を継続し、何らかのフィードバックを得ることにより、このトピックについてメキシコ会合（2009 年 3 月）に間に合うように決定を下せることを期待している。

7.3 IDN-ccTLD 運用者と ccNSO のつながり

IDNC WG で取り上げられていないもう 1 つのトピックは、IDN-ccTLD 運用者と ccNSO のつながりに関するものである。

2003 年の ccNSO 設立時、IDN-ccTLD の導入はまだ想定されていなかった。こうした要因がとりわけ ccNSO のメンバーの定義にも反映されており、非常に制限的な定義となっているために IDN-ccTLD 運用者には対応していない。

第二に、ccNSO およびその議決メカニズムの構造が IDN-ccTLD に対応していない。IDN ccNSO PDP で取り上げられている問題の 1 つが、ICANN 付属定款第 11 条を修正して IDN-ccTLD 運用者に ccNSO メンバーの資格を認めるようにすることである。

ccNSO はメンバーにも非メンバーにも開かれているが、ccNSO におけるメンバー立場は異なっている。たとえば、ccNSO のコンセンサスポリシーは、実装されたときの IDN ccNSO PDP の結果も含め、現時点では ccNSO の（自主的な）メンバーでなければ適用されない。

IDN-ccTLD が IDN ccNSO PDP の完了前に運用開始されると仮定すると、暫定的な解決策を設けることが望ましい。ICANN スタッフは、ccNSO に対し、たとえば IDN-ccTLD 運用者に ccNSO への助言ができる一時的な立場を与えるなどの暫定的な解決策が実行可能であるかどうかを考慮していただくよう謹んで提案する。そうすることにより、IDN-ccTLD 運用者についてのコンセンサスポリシーの構築を対象とするなど、IDN ccNSO PDP の最終決定に対するサポートが適切な方法で促進される。IDN ccNSO PDP の成果も含め、ccNSO のコンセンサスポリシーの遵守を確保し要求するためのさらなるメカニズムを設けることも提案される。

7.4 既存の TLD および新規の gTLD 申請とのコンテンション問題についての議論

ファストトラックプロセスおよび新規 gTLD の導入プロセスの実装努力を通じて、ファストトラックによりリクエストされる IDN-ccTLD 文字列と下記のものとのコンテンションの潜在性が明らかになっている。

- 既存の gTLD 文字列
- 既存の ccTLD 文字列
- 新規 gTLD 申請で提案される文字列

こうしたコンテンション問題とは、複数の文字列が同一であるか、または混同を招くほど類似しているために DNS で共存し得ないことである。

提案されている文字列が国または地域を表す場合、新規 gTLD の導入プロセスでは政府の支持が要求されるため、それによりカバーされるケースもある。しかし、gTLD 文字列が IDN-ccTLD 文字列と同じ目的で提出されなくても、申請された分野別の文字列とリクエストされた IDN-ccTLD 文字列が同一である、もしくは混同を招くほど類似しているという稀なケースも存在しうる。

この問題を複雑化させているのが、ファストトラックでのリクエストはリクエスト・評価段階（モジュール 5）の終了まで機密であるのに対し、新規 gTLD プロセスではすべての申請が申請期間の終了後直ちに公開されるという事実である。

潜在的な問題をできるだけ早急に特定し、あらゆる問題を適時に防止もしくは解決することができるよう、ファストトラックおよび新規 gTLD プロセスのすべての段階で参加者間の継続的かつ効率的な情報交換を確保するための努力が両プロセスで払われるべきである。

計画プロセスの現段階で、ICANN スタッフは、そうしたコンテンションが生じる可能性を最小限にし、生じてしまったコンテンションについては効果的に対処するためのメカニズムを形成するため、コミュニティに付加的な意見や手引きを求めている。

7.5 ファストトラックプロセスの評価案

ファストトラックプロセスがインターネットコミュニティ全体にとっての最善の利益となるよう機能することを確実にするため、プロセスのレビューが下記のとおり提案される。

ファストトラックプロセス開始後の 12 ヶ月ごとに、ICANN スタッフがプロセスの機能に関するパブリックコメントを求めるべきである。パブリックコメント期間は 45 日間以上とする。コメント期間の終了後、スタッフが受領したコメントを分析し、コミュニティ、特に ccNSO、GAC、GNSO、ALAC、SSAC にそうしたコメントに関する手引きやフィードバックを求める。

必要であれば、そうした協議に基づいてファストトラックプロセスを修正し、コミュニティのニーズに適したものにする。そうした変更が実施される場合は、1 ヶ月前までに一般に通知し、変更内容や将来の IDN-ccTLD 運用者にとっての影響を明確に説明しなければならない。